

事故等発生（処理）報告書

本報告の対象期間

令和7年11月 ～ 令和8年2月

報告日程 及び 報告案件数

1. 総務文教常任委員会 令和8年3月11日(水)
報告案件数：1件（No.1）
2. 厚生消防常任委員会 令和8年3月12日(木)
報告案件数：5件（No.2～No.6）
3. 経済建設常任委員会 令和8年3月16日(月)
報告案件数：2件（No.7～No.8）

恵庭市組織マネジメント推進本部

（事務局：総務部職員課）

事故発生要因の分類について

発生した事件・事故について、当事者及び所管課による詳細な分析を通して複合、若しくは潜在している事故等発生原因の明確化をはかる。

また、明確化された発生要因別に対処方策を講じることにより、今後における同類事故の再発防止や新たな事故発生防止の取り組みを推進する。

今回の事件・事故等件数8件 / 今年度の累計件数42件

1.事故の種別

事故等分類	今回	累計
A.自動車運転に関する事件・事故	2	7
B.市関連施設の事故	1	3
C.事務的ミスに関する事故	4	24
D.保育園・学童クラブ等における事故	1	4
E.その他事故		4
合 計	8	42

2.事故の発生要因（原課分析）

大区分	小区分	今回	累計
1.人的要因	① 決裁等チェック機能不全	2	10
	② 認識・確認不足	13	36
	③ 理解不足		5
	④ 知識（スキル）不足	1	4
	⑤ 引継ぎの不徹底	2	4
	⑥ 慣れ・過信	3	16
	⑦ コミュニケーション・連携不足	1	2
	⑧ 性格・行動	1	2
	⑨ その他		
	小計	23	79
2.設備・ツール(道具)・手順等不備要因	① 機器等の故障・整備不良		
	② 機器等の操作性が悪い		
	③ 煩雑な手順・事務フロー		
	④ マニュアル未整備・未更新	1	3
	⑤ 研修不足		
	⑥ 不適切なファイリング、データ管理		
	⑦ その他	1	4
	小計	2	7
3.環境要因	① 調整不足		1
	② 残業常態化、業務集中疲労、集中力欠如		1
	③ 整理整頓されていない執務環境		
	④ 危険箇所の見過ごし	1	6
	⑤ 作業導線の不備		
	⑥ その他	1	2
	小計	2	10
合 計		27	96

【総務文教常任委員会所管案件】

1	発生・発覚日時	令和7年12月2日	所管部・課	教育部教育総務課
件名	児童・生徒による不適切なWebサイト等へのアクセス			
市民等への直接的影響	不適切なWebサイトやコンテンツにアクセスができた			
状況	昨年7月に行った市内小中学校13校のChrombookフィルタリングソフトのバージョンアップ作業の際、2校で設定変更がされていなかったことから、不適切なWebサイト等へのアクセスが可能になっていた。 学校側からフィルターに係るログ（操作や接続などの情報を時系列に記録したデータ）が取れていないとの連絡があり覚知した。 校内ネットワーク管理業務受託事業者の設定誤りが事故の原因である。			
事故対応	・12月3日、2校に対して受託事業者により設定変更を行った。 ・2校の保護者宛てに、経緯の説明と謝罪の文書を送付した。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足 2-⑦コミュニケーション・連携不足	管理事業者が次の措置を講じる、 ・平日、13校のフィルタリング動作チェックを行う。 ・ソフト更新時、ソフト納入事業者から事前の内容確認を行い潜在リスクを把握する。			

【厚生消防常任委員会所管案件】

2	発生・発覚日時	令和7年11月20日	所管部・課	保健福祉部介護福祉課
件	名	事務処理及び料金支払い遅滞		
市民等への直接的影響		(本人) 入所及び入院手続きの遅れ (施設・病院) 入院及び死亡後の諸手続きに係る事務負担増		
状	況	11月20日の恵庭市社会福祉協議会、及び11月28日の市内老人保健施設から入所者に係る成年後見人選任に関する問い合わせがあった。問い合わせの内容は、老健施設が令和3年10月に行った成年後見人選任のための市長申立(※)申請の、その後の取り扱いに関してのものであり、調査したところ当該事務が未処理であることが判明した。 入所者本人は令和3年1月に他市から本市に転入しており、所管課はその際、前市の成年後見支援センターから成年後見制度の事務を引き継いでいた。この時点から覚知するまでの間に、直接の担当職員は人事異動により一度変わっているが、両担当職員とも事務処理を怠っていた。 申立の本人はその後、身元引受人による手続きにより市内医療機関に入院したが、成年後見人が選任される前に入院先の医療機関で死亡した。 なお本件に係る調査において、手続きに必要な医師の診断書料の未払いも判明した。 ※ 本人が自ら申し立てを行えない場合に、市長が代わりに申し立てを行う手続きのこと。		
事	故	対	応	・令和7年11月20日に市長申立書を家庭裁判所に提出した。(12月8日、本人死亡により取り下げ) ・身元引受人が入院等の契約手続きを行った。 ・本人死亡後の手続きや葬儀の手配は、入院先の病院により行われた。 ・遺品の整理に伴う相続人調査や、相続人との連絡・調整は市で行った。 ・直接の担当職員2人に聞き取り調査を行うほか、当該老人保健施設相談員(市長申立時点の担当者)に経緯を確認した。 ・当該老人保健施設に謝罪するとともに、市内部における調査結果や再発防止措置等について報告した。 ・未払いの診断料の支払いを完了した。
原	因	分	析	行った(今後行う)改善措置
1-⑤引継ぎの不徹底 1-⑦コミュニケーション・連携不足 1-⑧性格・行動 2-④マニュアル未整備・未更新				・担当職員全員が進捗管理できるようチェック表を整備し運用する。 ・「相談対応中」ケース一覧表への入力を徹底する。 ・職員の特性を分析し不得手な作業に対してはサポートする。 ・事務手順書を更新し、担当職員間で共有する。

3	発生・発覚日時	令和7年12月2日	所管部・課	子ども未来部幼児保育課
件名	保育料の算定誤り			
市民等への直接的影響	一時的ではあるが金銭的負担増をお掛けした			
状況	市内保育園の退所申請に係る事務処理の過程で、保育料の算定誤りを発見した。令和7年11月1日の入所決定時に算定した保育料において、前住所地（札幌市）の市民税率から本市の税率に補正した税額をもとに算定すべきところを、補正せずに算定したことが誤算定の原因。 誤認定の期間：令和7年11月分 負担金額：（正）30,500円／月（誤）41,000円／月 誤徴収額：10,500円			
事故対応	・当該世帯に謝罪するとともに、誤算定の経緯を説明した。 ・当該児童は12月中に退所することから、12月の保育料（日割り計算）は誤徴収額から充当し、残額を還付することとした。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足	・転入者に係る税額算入方法について課内で再確認した。 ・マイナンバーの情報連携機能による「市町村民税（税源移譲前）」項目の追加の可否について検討する。			

4	発生・発覚日時	令和7年12月16日	所管部・課	子ども未来部子ども政策課
件名	学童クラブ負担金の誤認定			
市民等への直接的影響	一時的ではあるが金銭的負担増をお掛けすることになった			
状況	新年度の学童クラブ入会に係る申請書の処理の過程で、本年度負担金額を誤決定した世帯を発見した。この世帯は、住民税が非課税から均等割に変更になったが、税務課から受け取ったそのデータを学童クラブ負担金計算に反映されていなかったことや、確認作業において最新データで行われなかったことが誤認定の原因である。 なお、その他の世帯に誤認定はなかった。 誤認定の期間：4カ月 負担金額：（正）3,400円／月、（誤）2,300円／月、過少額合計4,400円			
事故対応	・本人に謝罪をするとともに経緯を説明し、追加負担についてご理解いただいた。 ・不足額は12月17日に納入された。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足	・正しい計算式に基づいたエクセル書類の運用 ・最新の課税情報を基にしたダブルチェックの徹底			

5	発生・発覚日時	令和7年12月11日	所管部・課	子ども未来部子ども政策課
件名	アルコール成分を含むおやつを提供			
市民等への直接的影響	保護者に不安を与えた			
状況	学童クラブのおやつに提供したチョコレート菓子に、アルコール分が0.1%含まれていた。喫食前の児童がパッケージを見て気づき支援員に報告した。児童9人のうち1人が完食、1人が1/2喫食、7人が未食や持ち帰りだった。チョコレート菓子は完食分を除いてすべて回収した。 喫食した児童の1人が、夜にのどの痒みを訴え痒みは翌朝も続いていたが、それ以上の体調変化は喫食した2人には認められなかった。 購入時及び提供時に行うことにしている成分表チェックが、どちらもおろそかになっていたことが原因である。			
事故対応	・直ちに喫食した児童の保護者に連絡をし、状況説明をしたほか、自宅での体調観察をお願いした。 ・保護者の迎えまで、喫食した児童の体調観察を続けた。 ・持ち帰りした児童の保護者に喫食しないよう伝えるとともに、お菓子を回収する旨を伝えた。 ・当該児童クラブの全保護者宛てに謝罪のメールを送信した。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-②認識・確認不足	・マニュアルに基づいて、購入時や提供時の成分表のWチェックを徹底する。 ・商品パッケージの注意書きを確認する。			

6	発生・発覚日時	令和8年1月20日	所管部・課	子ども未来部えにわっこ応援センター
件名	公用車による道路交通法違反及び物損事故			
市民等への直接的影響	個人の財産を破損した、職員が法令違反を犯した			
状況	公用車で走行中、右折可能な道路を探しながら徐行していたところ、前方交差点の赤信号を見落とし進入したため、向かって右側道路から走行してきた一般車両と衝突した。双方の運転者にけがはなかったが、一般車両及び公用車のフロント部が破損した。なお、双方の車両に同乗者はいなかった。			
事故対応	・直ちに相手側運転手のけが等の確認と警察への通報、上司への報告を行った。 ・過失割合は市側が10割となった。 ・損害賠償及び示談に向けて、保険会社を通して協議中である。 ・本人には違反点数及び反則金が課せられる予定である。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足 1-④知識（スキル）不足	・課内及び部内会議において事故について共有し、改めて交通ルールの遵守、安全運転の励行に関する周知啓発をした。 ・本人に対しては、当面公用車の運転はさせず、安全運転講習等を受講させるなど運転指導を行う。			

【経済建設常任委員会所管案件】

7	発生・発覚日時	令和8年2月3日	所管部・課	経済部商工労働課
件名	えにわ応援商品券の重複交付			
市民等への直接的影響	受け取った本人や自衛隊関係者に手数料をお掛けした			
状況	1月28日に、本年度2回目の「えにわ応援商品券」を送付した際、1回目に送付済みだった一部の方に対して再度、商品券を送付した。重複して受け取った方からの連絡により誤交付に気づいた。 「えにわ応援商品券」の対象者は恵庭市に住民登録のある市民であり、昨年11月の第1回目の送付においては、住民登録の基準日を8月31日に設定していた。さらに、8月31日以前に転入や出生があり、かつ9月14日までにそれらの手続きを終えた方についても対象者に含めていたが、本年1月の2回目送付の対象者を、9月1日以降に手続きを行ったそれらの方を含めてデータ抽出をしたことから誤交付になった。重複交付者数は30世帯33人だった。 なお商品券は、1人当たり5枚送付している。 【内訳】 * 配達状況：配達済み（23世帯25人）、未配達（5世帯6人）、返戻等（2世帯2人） * 使用状況：全額未使用（18世帯20人）、一部使用（1世帯1人・使用枚数4枚）、すべて使用（4世帯4人・使用枚数20枚）			
事故対応	・自宅や自衛隊を訪問し、直接謝罪と商品券の返却を依頼した。 ・重複交付に係る未使用（未配達含む）の商品券はすべて回収した。 ・重複交付に係る使用分24枚分に関しては、返却を求めないことにした。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足	抽出した対象者のデータ照合体制を強化し、抽出条件の厳格な確認を徹底する			

8	発生・発覚日時	令和8年1月8日	所管部・課	建設部管理課
件名	除雪作業中の物損事故			
市民等への直接的影響	設備に損害を与えた			
状況	除雪作業中の直営除雪ドーザが、踏切の遮断桿を折損させた。 事故発生時、踏み切内で作業中に警報機がなり始め、除雪ドーザが踏切外に出る際に、プラウ（除雪板）が遮断桿に接触し折損させた。			
事故対応	・事故の連絡を受け、職員2名が事故現場に出向き車両誘導とJR北海道への報告を行った。 ・その後、到着したJR職員により破損施設の補修を行った。 ・破損施設の損害賠償額は保険で対応する。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足 1-⑥慣れ・過信	職員全員に、作業の際は細心の注意を払うよう、改めて指導した。			